

令和2年7月16日
総務省

地方自治法第238条の4第7項に基づく地方公共団体が所有し管理する行政財産の使用許可に係る家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて（ガイドライン）

1. 総務省は、行政機関である。
2. 自ら土地又は建物を直接占有し、事業のために使用及び収益するものであって、その土地又は建物の使用及び収益を継続的に行うことを目的として、地方公共団体が所有し管理する行政財産について地方公共団体が地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく使用の許可をしたものは、以下の全ての要件を満たすものであることから、当該許可は令和2年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の給付対象となる土地・建物賃貸借契約に相当するものと考えられる。
 - ① 地方公共団体は、申請者に対して、当該地方公共団体が所有し管理する行政財産である土地又は建物について、当該目的に基づいて使用することの許可をしているものであること。
 - ② 申請者は、地方公共団体に対して、当該地方公共団体が所有し管理する行政財産である土地又は建物について、当該目的に基づいて使用することの対価として、地方自治法第225条及び第228条第1項に基づき条例で定める使用料を支払う債務を負うものであること。
 - ③ 申請者は、地方公共団体に対して、当該許可の期間満了時に当該許可に係る土地又は建物を返還する義務を負うものであること。
3. 申請者が当該許可に基づき地方公共団体に納付する使用料のうち、家賃支援給付金給付規程第5条において定める「賃料等」に相当する金額は、以下の金額と考えられる。
 - ・ 地方自治法第225条及び第228条第1項に基づき条例で定める使用料として、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく使用の許可を証する書類（以下「行政財産目的外使用許可書」という。）に記載のある金額のうち月額に相当する金額
4. 申請者は、以下の全ての要件を満たすときは、当該許可は上記2の許可に該当するものと判断し、別紙宣誓書を行政財産目的外使用許可書の写しに添付し、上記3に掲げる金額に基づいて家賃支援給付金の給付を申請することができるものと考えられる。
 - ・ 当該行政財産目的外使用許可書において、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく使用の許可であることが明示されているものであること。
 - ・ 当該行政財産目的外使用許可書において、当該許可に係る地方公共団体の長その他の機関及び申請者の名称が明示されているものであること。
 - ・ 当該行政財産目的外使用許可書に使用料の支払を証する書面（領収証、通帳の写し等）が添付されているものであること。